

令和2年第6回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和2年6月23日、午前10時から、地域振興プラザ大会議室において、令和2年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。
加藤 明（教育長）
今泉 浩史
城所 正彦
澁谷 香織
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。
教育部長 石田 昭男
教育指導担当部長 大川 優
教育総務課長 町田 義信
学務課長 中島 英
指導課長 高橋 達也
生涯学習課長 奥谷 庸子
学校給食課長 山本 有美
図書館課長 佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。
教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
 - (2) 日程第2 会期の決定
 - (3) 日程第3 教育行政報告
 - (4) 日程第4 第2号請願
≪2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願≫
 - (5) 日程第5 第24号議案
「令和2年度稲城市立学校の夏季休業日の期間の特例に関する規則」
 - (6) 日程第6 第25号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
 - (7) 日程第7 報告事項

- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 令和2年4月生涯学習課利用統計について
- 9 令和2年5月生涯学習課利用統計について

学校給食課長 1 学校給食飲用牛乳に関する施設見学について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 視察・取材について
 - 8 図書館の利用状況(令和2年5月)について

教育長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第2号請願ののち、日程第6 第25号議案を先に行い、その後、日程第5 第24号議案、日程第7 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第4 第2号請願「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願」を議題といたします。

本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。

2020年5月22日、稲城市教育委員会教育長 加藤明様、教科書問題を考える稲城市民の会事務局 大山恵三、2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願。

請願項目、1、憲法の国民主権、基本的人権、平和主義にもとづき、稲城平和都市宣言を尊重した教科書を採択して下さい。特に社会科歴史・公民については慎重な検討を求めます。

2、道徳については「心の押し付け」にならないよう慎重な検討を求めます。

3、採択を公平・公正に実施するには、公開性、透明性が不可欠です。そのため、学校からの意見の自由記述、採択に際しての市民アンケートの概要報告、教育委員の出版社名を挙げての発言、記名投票を求めます。

4、教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れるよう求めます。

5、稲城市教育委員会の責任において、2021年度使用の中学校教科書について主体的な検討を加え、過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大などの重大な問題点を明らかにするよう求めます。

請願理由、1、社会科の歴史・公民教科書の一部には、明治以降の戦争や植民地獲得、支配について歴史事実をゆがめ正当化するもの、また、大日本帝国憲法を美化し、日本国憲法の制定過程をゆがめ日本国憲法の価値をおとしめているものがあります。文部科学省も稲城市教育委員会も当然、日本国憲法擁護の義務を負っています。検定を通過しているから全て平等という安易な姿勢ではなく、自らの責任で憲法の本質にもとづいた採択を求めます。

2、日本弁護士連合会は「道徳」について「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と述べています。一部の教科書には「国を愛し・・・国を発展させようとする心」などを1～4の段階に自己評価させるものもあり、心の押し付けや模範解答（分かった振り）の誘導になるのではないのでしょうか。

3、各学校の教員に意見を求めています。報告について「批判的記述」を禁止したり、様々な項目を羅列したり無意味な制限は全く不要です。総合的かつ本質的な分析（自分が授業するのに適する教科書か）によって評価するという複雑な作業については自由記述とするべきです。また、それは採択以前に公開されるべきです。

4、ILO・ユネスコは、既に1966年に「教員の地位に関する勧告」で「教員は、教材選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて主要な役割が与えられるべきである」と述べています。実際、東京都では2001年までは、各教科の教員による投票で採択していました。そもそも11(10)教科×3学年×出版社数分の教科書を各委員が精査するのは非常に困難なことではないのでしょうか。

5、学習指導要領の改訂により「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）が導入され、ページ数が7、6%増え、内容も高度化し

ています。超多忙な教員にとっても、生徒にとっても大きな負担となり、授業の理解に大きな格差が生じることが危惧されています。単なる採択としてではなく、稲城の中学生に直接責任を負う立場での積極的な検討を求めます。

なお、6月11日に、請願者から参考資料といたしまして、2019年4月23日に藤沢の教科書・採択問題にとりくむ会が作成した「育鵬社の教科書についてのアンケート調査結果」の提出がありましたので、添付しております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。

今泉委員 請願事項1ですが、教科用図書採択においては、平成27年5月11日に稲城市総合教育会議において決定した、「稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針」を踏まえて、採択権者である私たち教育委員会が、自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこととしております。

どの教科についても、憲法の趣旨に則り、教育目標を達成するため、教科書の調査研究は十分に行われるべきものであると思います。

よって、請願内容にある教科のみ突出して慎重に検討を行うべき性質のものではないと考えます。意見です。

教育長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 それでは、請願2について。

請願事項2に、「道徳については「心の押し付け」にならないよう慎重な検討を求めます。」とありますが、特別の教科道徳の目的、趣旨について、ここで再度確認させていただければと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 道徳の教科については、学習指導要領に、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」とされています。本市におきましても、学習指導要領の基本原則に基づき、各学校において道徳の授業を実施しております。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 生徒が一人一人、主体的な判断を行うことができるような教育を行うということですね。教科用図書採択にあたっては同様に、生徒が主体的に考えて行動する、行動ができるようなものを採択していこうと私どもは考えています。意見です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 請願事項3についてですが、令和2年3月17日の教育委員会の請願審議の際にも確認していることです。

「学校からの意見の自由記述」については、既に取り組んでいることであり、次の「採択に際しての市民アンケートの概要報告」についても、教科用図書採択に当たり、より広い視野から意見を反映するという一方で、広く市民の皆様から意見を収集することを目的に実施しているものであり、教科用図書採択における資料とするということで、教育委員及び審議会委員には提示がなされているということでした。また、同様に請願事項4についても、その際に、国際標準がないことを確認いたしました。

これらの点について、現在の状況はいかがでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 状況に変化はございません。

教育長 杉本委員。

杉本委員 わかりました。ありがとうございます。

続けて、請願事項3に、「教育委員の出版社名を挙げての発言」とありますが、これは、現状、教育委員会では各委員が自由に出版社名を挙げて発言することがありますし、私自身もすでに今回の採択に関しましても、必要があればその姿勢で臨もうと考えているところです。

また、「記名投票を求めます。」とありますが、こちらも前回の請願事項でもありましたけれど、「自らの責任と権限において、適正かつ公正に投票が行われるべきと自覚・認識を持っているため、採択は無記名による投票が公正である」との考え方に変わりありません。

また、これに関して教育委員会の採決方法ですが、稲城市教育委員会会議規則で、異議の有無を問う方法、挙手による方法、及び投票による方法の三種と規定されておりまして、投票を行う場合は、会議の議決によるほ

か、無記名で行うこととされているわけです。

無記名投票により、これまでの教科用図書の採択に、特段の問題や課題が生じたこともないと認識しておりますので、今後も問題や課題が生じる恐れはないものと、今ここでその方法を、規則にあるものを超えてまで変える必要はないと考えます。意見で結構です。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 それでは、私からは請願事項5について述べさせていただきます。

請願事項5では、「過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大などの重大な問題点を明らかにするよう求めます。」とありますが、ここでご指摘いただいている重大な問題点は何なのかは不明瞭になっていると思われま

す。請願理由を見ますと、教員や生徒への負担が過大になるものと推察することができますが、教科書使用に関して教員や生徒への負担といった課題についてはどのようなことがあるのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 生徒への学習指導については、学習指導要領に基づき実施するものとなっておりますことから、教科用図書に採択された教科書が原因となり、負担が増加するという認識はありません。

しかしながら、教科書の選定にあたりましては、学習効果を最大限に得るため、生徒にとってもわかりやすく、学びやすいものを選んでいくこととしております。

城所委員 わかりました。

教育長 よろしいですか。ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、これより賛成意見をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 特にないようですので、これより第2号請願「2021年度使用中学校教科
書の採択に関する請願」を採決いたします。
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

教 育 長 挙手ありません。よって、第2号請願は不採択となりました。
次に、日程第6 第25号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員
会委員の委嘱について」を議題といたします。
第25号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いま
すが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第25号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第25号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第25号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第24号議案「令和2年度稲城市立学校の夏季休業日の期間の特例に関する規則」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度の夏季休業日の期間の特例を規定するため、令和2年度稲城市立学校の夏季休業日の期間の特例に関する規則を制定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 それでは、第24号議案「令和2年度稲城市立学校の夏季休業日の期間の特例に関する規則」について、ご説明させていただきます。

議案概要説明書の2枚目をご覧ください。

6月より稲城市立学校は段階的に分散、時差の対応を交えながら学校の再開を果たしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施した稲城市立学校の臨時休業措置によって生じた授業日数の減少は、現在子どもたちの学びの確保に大きな影響を与えております。

そこで、子どもたちの学びを保障する手だてとして、減少した授業日数を確保するため夏季休業日を短縮し、授業日に充てたいと考えております。

概要といたしまして、令和2年度における稲城市立小学校及び中学校の夏季休業日を、稲城市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年稲城市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月23日までと規定するものでございます。

なお、本規則は、付則において公布の日から施行するものと規定いたします。

以上を説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問です。公布の日というのは具体的に何日になるかというのは決まっていますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 本日も承認いただきましたら、承認いただいてから7日以内に公布となっておりますので、その間の期間になります。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 7日以内に公布。公布の方法ってどういう形になるのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 市役所の1階の入り口のところ、正面玄関のところに掲示板がございますので、そちらに掲示する形としております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 承知しました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今回、この管理運営に関する規則の夏季休業日の点だけ、今年度に限りて変更するというご説明でしたけれど、学期の扱いにつきましてもどのような。ここでは学期は変更なしということですが、そうしますと学期の扱い、つまり各学校1学期の終業式をいつするのか、2学期の始業式をいつするのか、また通知表評価、そういった面での学期の扱いと休業日がちょっとずれてしまうわけですが、そのところはどのように調整をされますでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 学期の表記につきましては、現在の稲城市立学校の管理運営に関する規則のほうで、1学期を4月1日から8月31日まで、2学期を9月1日から12月31日までとしております。ただ、各学校での対応につきましては、7月末日が終業式とし、通知表につきましてもその段階で各児童生徒へお渡しするという事を現段階では考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そうしますと、学期の規定自体は変更しませんが、1学期の終業は7月31日にするというご説明だったと思いますが、その規定上の扱いは特にしなくて、その辺りの考え方をどう整理すればよろしいのでしょうか。

教育長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。教育総務課長。

教育総務課長 第24号議案につきまして、夏季休業日の期間の特例ということで上程させていただいておりますが、学期についても変更する必要がございましたので、修正させていただきたいと思っております。

件名につきましては、令和2年度市立学校の学期及び夏季休業日の期間の特例に関する規則というような、学期を入れた趣旨で変更させていただきたいと思っております。

また、内容につきまして、議案概要説明書でございますが、令和2年度における稲城市立小学校及び中学校の学期及び夏季休業日を、稲城市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項の規定にかかわらず、学期については第一学期を4月1日から8月23日に、第二学期については8月24日から12月31日に、夏季休業日については令和2年8月1日から8月23日までと規定する趣旨で変更修正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

教育長 これより第24号議案「令和2年度稲城市立学校の夏季休業日の期間の特例に関する規則」の修正案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第24号議案は修正案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 報告事項です。本日の報告事項は1件です。「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、報告事項の資料をご覧くださいませでしょうか。新型コロナ

ウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応についてでございます。

教育委員会所管の施設につきましては、緊急事態宣言解除後に以下のとおり6月1日から段階的に再開しておりますので、ご報告いたします。

まず、1、教育総務課関係でございます。

学校体育施設等でございます。団体開放、個人開放ともに7月1日から再開。個人開放につきましては調整中でございますが、7月1日から再開を予定しております。

2、学務課関係でございますが、こちらは特にございません。

続きまして2ページ、指導課関係でございます。

①小・中学校。以下のとおり段階的な再開を実施しております。こちらにつきましては、1学級を2グループに分割した上で、週当たりの登校日数、授業時数を徐々に増やすという形で進めております。なお、感染症拡大防止に十分配慮するというので、健康チェックカード、検温等の活用、教室の換気、手洗い指導、マスク着用、定期的な消毒となっております。

下の表でございます。具体的には小学校につきましては、第1週から第3週までが1学級を2分割、1教室20名以内で行っております。第1週につきましては、週2日登校で授業が2時間、授業時数4時間という形で行っております。第2週につきましては、週3日の登校、2時間の授業で授業時数は6時間。第3週は毎日の登校、授業は1年から5年は2時間、授業時数は10時間、6年生は3時間、時間は15時間という形で決まっております。また、第4週6月22日からは、全学年毎日4時間、授業時数20時間を予定しております。また、ここから簡易給食を提供してございます。第5週からは通常どおりの授業でございます。

次に、中学校でございますが、6月の第1週、第2週につきましては、1学級を2分割、1クラス20名以内としております。第1週につきましては、週2日の登校、授業が2時間で授業時数は4時間。第2週につきましては、週3日の登校、授業は3時間で授業時数9時間という形といたしました。第3週から全学年毎日4時間ということで、授業時数20時間となっております。第4週からは通常どおりで、また簡易給食も提供しております。

(2)でございます。授業時数の確保のための対応でございますが、夏季休業日を8月1日から8月23日までとすること。振替休業日を設定しない土曜授業日を7月から月1日増やすこと。それから、第2学期以降に延期となっている運動会以外の様々な学校行事、学習活動等も、その内容・在り方を、中止を含めて再検討するとなっております。

(3)感染症拡大防止の観点から中止せざるを得ない活動といたしまして、次の活動については中止をする予定でございます。水泳指導、職場体験、小学校第5・第6学年の宿泊体験学習、小学校第5学年の大空町の教育交流です。

続きまして、3 ページ、生涯学習課関係でございます。

①公民館。(1) 登録団体の利用を再開いたしております。こちらにつきましては、期間は6月1日から2週間程度。開館日、開館時間を月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとし、その他、ロビー使用を禁止するとともに、開館時間の短縮を実施いたしております。

(2) ロビーを含む館内利用でございますが、期間が(1)の後、2週間程度までの間につきましては、開館日、時間を月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとし、ロビーの使用に一定の制限を設けるとともに開館時間の短縮等をしております。

(3) 時間短縮等の緩和による館内利用です。期間につきましては(2)の後、当分の間でございます。開館日、開館時間につきましては、月曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで、火曜日から土曜日までの午前9時から午後10時までとし、ロビーの使用に一定の制限をいたします。

②iプラザでございます。(1) ロビー使用を除く通常開館につきましては、6月1日から2週間程度で、指定管理者による感染拡大防止を徹底いたしました。(2) ロビーを含む通常開館でございますが、こちら(1)の後、当分の間、指定管理者による感染拡大防止を徹底しております。

③郷土資料室でございますが、こちらは6月1日に再開しております。

④放課後子ども教室でございますが、(1)として、6月1日から19日までの平日は午前8時30分から午後5時までとしました。(2) 6月22日からの平日は放課後から午後5時までといたします。

なお、土曜日は第1学年から第3学年までの事前申込者のみの利用としております。また、第4学年から第6学年までは利用自粛をお願いしているところでございます。

5、学校給食課関係でございます。

学校給食共同調理場でございますが、(1) 簡易給食を6月22日から6月30日まで提供いたします。(2) 通常献立による給食提供は7月1日から再開開始いたします。

続きまして、4 ページでございます。6、図書館課関係でございます。

①図書館。まず予約資料の貸出を再開いたしました。期間は第一・第二・第三・第四図書館は6月1日から6月6日まで。中央・iプラザ図書館につきましては6月1日から6月7日まで行いました。

次に、来館による資料の貸出。予約をしていない資料の貸出でございますが、こちらは(1)の後、3週間程度の間でございますが、第一・第二・第三・第四図書館においては、午前10時から午後5時まで。なお、日曜日は休館でございます。中央・iプラザ図書館につきましては、午前9時から午後5時までといたしまして、この間、来館者数の利用時間等の一定の制限を実施いたしました。

次に、(3) 閲覧コーナー等の使用を再開いたします。こちらは(2)の後、当分の間でございますが、第一、第二、第三、第四図書館においては午前10時から午後5時まで、中央・iプラザ図書館については午前9時から午後8時までとし、来館者数、それから利用時間等の一定の制限を実施する予定でございます。

次に、城山体験学習館でございます。初めに登録団体の利用を再開しております。期間は6月1日から6月7日まで。開館時間を午前9時から午後5時までとし、ギャラリーの使用を禁止し、来館者数に一定の制限を設けるとともに開館時間を短縮しております。

(2) ギャラリーを含む館内利用を再開しております。こちら、(1)の後、3週間程度、来館時間を午前9時から午後5時までとし、来館者数に一定の制限を設けるとともに開館時間を短縮しております。

(3) 時間短縮緩和による館内利用を再開いたします。こちらにつきまして、(2)の後、当分の間といたしまして、開館時間を午前9時から午後8時までとし、来館者数に一定の制限を実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で報告事項「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員。

城所委員 学校施設の開放と、あと公民館の利用関係です。城山体験学習館では来館者数に一定の制限を設けることになってはいますが、学校体育施設及び公民館の利用については利用者数の制限が書かれてないです。この辺はどうお考えでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 学校施設の団体開放につきましては、団体の皆様に、感染症防止対策ということで、いろいろ注意書き等お知らせをしております。なるべく待機している間は離れてくださいとか、施設につきましては使用した後、消毒してくださいとか。人数制限は特にしておりませんが、そういった感染症予防対策を行っていただくことで結局は密にならないということで、そういったお願いをしているところでございます。

城所委員 特に学校施設関係は結構広いスペースだからいいと思いますが、公民館の会議室とかは結構密になりがちかなと思ったので、その辺を利用団体によってはしっかり周知しておかないと密になりかねないかなと思いました。

教 育 長 続いて、生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館につきましては、申し込みの段階から利用人数を確認させていただいております。各部屋の定員は一応設けてはおりますが、このような状況下で3密を避ける意味でも、定員よりも半数の人数による利用でご協力をいただいております。現時点で確認しております第1週、第2週、第3週の今までの利用報告の中では、例えばある団体さんだと定員の30名の部屋のところを利用が5人であったり、また和室等の利用のところではその半分、または人数が多い報告をいただいた場合には、団体に確認いたしますと、入れ替え制にしてトータルでこういった人数になったということでございました。また、各利用団体の皆様には必ず換気をして活動させていただいております。

城所委員 安心しました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 指導課関係ですけれども、水泳指導について、中止せざるを得ない活動となっていますが、これは更衣室での密ですとか、子どもたちはやっぱり水泳指導特有のボディで指導しなければいけないなど、様々な状況を考えますと中止せざるを得ないということは理解できます。ただ、水泳は技術よりも安全面で、特に夏の前、必要な指導などもあるかと思いますが、その辺は実技でなくても何か学校で指導する予定はありますでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 水泳指導、特に安全面に関する指導につきましては、教室等で体育の授業として実施していただくよう、指導しております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 承知しました。特に稲城は、私たちの記憶に残っている中でも、夏季休業中の痛ましい水の事故が、この10年くらいの中に複数件あったと認識しております。川が近くにあるという立地の状況もありますので、そのところの指導は水泳指導がなくても必要ということを学校のほうによろしく願いいたします。意見ということで。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 指導課関係ですけど、マスク着用となっていると思いますが、これから暑くなっていくので、今度は熱中症にかかってしまう子も出てくるかなと思うので、その辺りくれぐれも学校の先生方には臨機応変にというところは言っておいていただきたいなという、意見になります。お願いします。

教育長 よろしいですか。ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 また指導課に質問ですが、振替休業日を設定しない土曜授業日を7月から月1日増やすということですが、いろいろな対策で授業日数を増やして、これで授業日数の確保というのはできるのか、その辺のところをご説明いただけたらと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 今回の臨時休業の措置があった関係で、今年度授業日数として減少しているのが40日程度ございます。そして、先ほどご承認いただきました夏季休業日の変更とこの土曜日月1回増やしていくことを併せて20日程度の授業日を確保することができました。それ以外の授業日の確保ということでは、現在指導課としては考えておりませんが、あとは指導の内容について厳選していただき、指導すべき内容については今年度中に全て指導を終えるということで、各学校に依頼をしているところでございます。

澁谷委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 どの課ということではないですけど、全体を拝見しますと、最近の複数回の定例会で大変この対応についてのご報告をいただいております。事務局の皆さんが様々な工夫をして、こういう状況だけれども市民と、そして子どもたちの教育、そして学びと安全と途切れないように頑張っているなと思っております。

今、よく社会の中で声として、コロナではなくなっても使えるノウハウをたくさん学校も世の中も見つけたのではないかなんていうことが言われています。そういった視点から今回の、これは非常に大きな世界中の災難だったわけで、これをいいことだったとかメリットがあったとかもちろん言うてはいけないことですけど、それでもこの中で対応したことによって、

コロナが今よりもやや収まっても、何かこのノウハウが教育として使えるということなど、こんなことがあるということありましたら、部長の視点になるのでしょうか。そんなことの視点を伺いたいと思います。

教育長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 実際、まだコロナが収まったとは全く言い難いところで、新しい生活様式が打ち出されて、それに基づく学校生活に子どもたちが一生懸命今慣れていく段階です。先生方にも視点を安全対策に変えていただいて、新しい生活様式の中で、学校の授業はどうできるかというところを工夫していただいているところです。今週から2分割がなくなり、学級によっては40人入る形になっています。そういった中でも、何に注意したらいいのかというのを、人数が少なかったときに、一人一人のお子さんに、自分で気を付けなければいけないこと、例えばお話をするときにはちょっと距離を取るとか、今までと同じことはできないけれども安全に気を付けていくということ等を指導してきています。子どもたちに必要なことを、自分の身を守るというところからも様々な生活様式を身に付けて、今後に生かさせていけるという点が、多分一番大きいと私は思っています。

もう一つは、学びを保障するということです。本当に学校が臨時休業で行けなくなったとしたらという想定がこれまで全くなかったと思います。インフルエンザの学級閉鎖、学校閉鎖はあったとしても、その学校閉鎖中の学びの保障は今までは考えなくても済みました。3日間だったりという短い期間でしたので、戻ってくるのが当たり前でしたが、今回はそれが本当に長期に渡ったことによって、学びを保障するためには何ができるのか、学校も一生懸命考えました。子どもたちに、学校に来て体験させる、学ばせることは何なのかとか、家庭でもできる学びは何なのかとか、そういうところに先生方も我々も目を向けて、できることをきちっと準備していかなければいけないという意識が高まったところも1点あると思います。

教育長 教育部長。

教育部長 感染症対策というのを、なかなか日本はおろそかにしていたと最近言われています。保健所の数だとかも減らしつつ、コロナ感染症が出てきたということで。改めて震災対応と感染症対応の必要性というのは、都道府県単位も認めたのかなと思っています。

それに反して学校が3月の頭から臨時休業になって、改めて学校とはどういうところなのかというのは見直されたのかなと思っています。保護者についても子どもについても、1学期、2学期、3学期というと、あまり学校

のありがたさというのは感じない。ですが報道では、学校に行きたい、早く行きたい、勉強したい、というような声を選んで報道をしているのかどうかは分かりませんが、友達に会いたい、友達と遊ぶ大切さというのは、改めて日常では味わえなかったことを考えることができたとか。今後、子どもたちが学校に来て、その新鮮な気持ちを維持できれば取り返しがつくのかなと思っています。

先ほど教育指導担当部長が言ったオンライン、日本はキャッシュレスも進んでいないしオンライン会議というのも進んでいないので、改めてそういったものに目を向けていただいて、タブレットの配布だとか、キャッシュレスもどんどん進んでいくのかな、そういったSociety-5.0とは言いつつも、なかなか進まなかった社会が、このピンチをチャンスに変えて進んでいくのかなと思っています。

また、図書館とか公民館については、市政への提案で、本当に図書館を開けてくれというような要望がありました。ただし、まずは命最優先ということで、感染状況が把握できて感染経路がつかめるまでは休業させていたいただきましたが、いかに日常生活がありがたいのか、本が大事なのか、公民館、友達との会議、学習が大事なのかということに気づいた一面なのかなと思っています。その大事なことを踏まえて新たな生活様式を身につけていただいて、過度な振る舞いと言うか、自分の身を守るすべ、全ての方が身につけるべきなのかなと。これは皆さん考えていることだろうと思っています。

また、学童保育・保育園も含めてですが臨時休業が続いて、本当にどうだったかは分かりませんが児童虐待だとかDVが増えたという報道がありました。実態のところあまり、安全安心まちづくり協議会等もまだ開催されていないので実際のところは分かりませんが、家族と話し合ういい機会もできたのかなと思っています。

緊急事態宣言も解除されて、改めて遊園地だとか動物園だとかに行って、日常が本当にありがたいのだということ認識しつつ生活をしていくような考えが改めて浮かんで、1年後、2年後には特効薬も開発されるのではないかなと思っていますが、自分の身は自分で守るということも少しでも持ちながら活動、生活をしていくという意識がほとんどの中に芽生えたということはいいことだと思っています。今後もこういった形で、みんなが安全で活動できるような空間をつくっていきたいなと思っています。

教育長 杉本委員。

杉本委員 今後に向けてということで、ちょっと思いを共有させていただきたく質問をさせていただきました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 学校給食課関係の簡易給食についてなんですが、この辺りの詳細を教えてください。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 簡易給食というのは、特にはっきりとした規定はありませんが、稲城市の場合は簡易給食というのを、主食、主菜、牛乳という形でしております。こうなった理由としましては、6月の早めのうちから各学校や家庭にアレルギーの詳細献立を配って、アレルギーの子たちも食べられるかどうかという確認をしておりますので、急に献立を変えることはできないというところと、あとは配膳のところで、新1年生の子たちは初めて給食となりますので慣れていないですし、おかずを減らして通常の献立のメニューから主菜というメインのおかずだけ残して、副菜はなしにして、配膳の回数を減らした形にしております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、量としては減った形になりますかね。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 説明不足で大変申し訳ありません。主菜の量としては変わっておりません。おかずの部分がメインだけ残して、副菜という脇の野菜や汁物とかをちょっと除いているという形になります。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ここで質問することではないかもしれませんが、そうすると、コスト的には安くなったりして、これまた給食費返還とか、そういった部分が出たりするのですか。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 金額的には、さすがに1食分の値段よりも安くはなっておりますが、極端に半分以下になっているかということそうではなくて、3分の2ぐらいの

金額になっています。日によって違いますが。あと、6月の簡易給食については、保護者からはいただかないということで、すでに周知はしています。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。

(な し)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時31分閉会)